

アンチ・ドーピング規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本車いすラグビー連盟(以下、「当法人」という。)において、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」という。)及び世界アンチ・ドーピング機構(以下、「WADA」という。)の定めを遵守し、健全で安全な団体運営をおこなうことを目的とする。

第2章 世界アンチ・ドーピング規程

(役割と責任)

第2条 当法人は、JADAがドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、WADAが定める世界アンチ・ドーピング規程(以下、「世界規程」という。)及び国際基準(以下、「国際基準」という。)並びにJADAが定める日本アンチ・ドーピング規程(以下、「日本規程」という。)に基づくすべての義務を履行する責任を担っている。

2 世界規程に基づき、当法人は、以下の役割及び責任等を担うものとする。

①当法人のアンチ・ドーピング規程が世界規程を遵守することを確保し、世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程(第23条の規程を含む。)を遵守すること。

②当法人はJADAの自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。

③当法人に登録するクラブチーム(以下、登録クラブチーム)という。)、その登録クラブチームに所属する選手(「選手」という。)及び当法人に所属する各専門委員会・事務局(以下、「委員会等」という。)に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADA及び国際競技連盟に報告すること、及び、ドーピング調査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング調査に協力することを、要求すること。

④JADAに協力すること。

⑤登録クラブチーム及び委員会等に承認される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、競技役員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフ(以下、「サポートスタッフ等」という。)に対して、世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること。

⑥アンチ・ドーピング規則に違反した選手、サポートスタッフ等、または委員会等に対し、JADAが定める資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。

⑦世界規程及び日本規程に違反した登録クラブチーム、サポートスタッフ等、または委員会等に対し、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止されること。

⑧サポートスタッフ等またはその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かのドーピング調査を含む当法人の管轄内における全てのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求すること。

⑨アンチ・ドーピング教育を推進すること(登録クラブチーム、サポートスタッフ等、及び委員会等に対しJADAと協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めることを含む。)

⑩当法人が関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。

⑪正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフ等が選手に対して支援を提供することを防ぐためのガバナンス・コンプライアンス規程を設けていること。

第3章 アンチ・ドーピング規程の適用

(適用範囲)

第3条 当規程は以下に対して提要される。

- ①当法人。
- ②選手。
- ③サポートスタッフ等。
- ④当法人の権限下にあるその他の人。
- ⑤登録クラブチーム及び委員会等(その下部組織を含む。)

2 JADA及びWADAのアンチ・ドーピング規則違反、または当規程のその他の違反に対し、制裁措置が適用される。

第4章 義務

(義務)

第4条 選手は、以下の義務を負うものとする。

①適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、世界規程、国際基準、日本規程(第24.1項を含む。)、当規程並びにアンチ・ドーピング機関、当法人及び国際車いすラグビー連盟(以下、「IWRF」という。)の政策及び規則を理解し、遵守すること。

②検体採取にいつでも応じること。

③アンチ・ドーピングと関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。

④医療従事者に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、自己に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。

⑤JADA及び選手が所属するIWRFに対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされた選手に対する決定を開示すること。

⑥アンチ・ドーピング規則違反をドーピング調査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

2 車いすラグビー日本代表選考規程に定める車いすラグビー日本代表チームプログラムに招集されている選手は、日本代表選手団の一員としてパラリンピック競技大会に参加するための条件として、パラリンピック競技大会の開催日の1年前から、世界規程に従い実施された検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出すること。

3 で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている競技者は、当法人に加入しなければならず、競技者が所属する当法人の国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヵ月前に、検査を受けるものとする。

4 サポートスタッフ等は、以下の義務を負うものとする。

①自らにまたは支援する選手に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち世界規程、国際基準、日本規程(第24.2項を含む。)、本規程並びに国内アンチ・ドーピング機関、当連盟及びIWRFの規範及び規則を理解し、遵守すること。

②選手の検査プログラムに協力すること。

③選手の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しアンチ・ドーピングの姿勢を育成すること。

④JADA及びサポートスタッフ等が所属するIWRFに対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされたサポートスタッフ等に対する決定を開示すること。

⑤アンチ・ドーピング規程違反をドーピング調査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

⑥正当な理由なくして、いかなる禁止物質又は禁止方法も使用しないこと。

5 当法人は、以下の義務を負うものとする。

①世界規程、国際基準及び当規程並びに日本規程(第23条の規程を含む。)を遵守すること。

②JADAが世界規程及び日本規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること。

- ③アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADAに報告すること、及び、ドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関が行うドーピング調査に協力すること。
- ④世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規範を採択し、実施すること。
- ⑤IWRFが日常的なアンチ・ドーピングプログラムを実施することに協力し、かつ、これを援助すること。
- ⑥全ての選手、及び当法人、登録クラブチームまたは委員会等の1つによって承認され又は運営される競技会又は活動において、サポートスタッフ等として参加する者に対し、世界規程に適合するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
- ⑦当法人の権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフ等が選手に対して支援を提供することを防止すること。
- ⑧加盟条件として、当法人の委員会等また登録クラブチームの政策、規則及びプログラムが世界規程に準拠することを義務付けること。
- ⑨世界規程及び日本規程の違反を防止するために適切な措置を講じること。
- ⑩聴聞を要求することなく、IWRF、JADA又はその他の署名当事者によるアンチ・ドーピング規則違反の認定を承認し、かつ尊重すること。ただし、その認定が世界規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。
- ⑪車いすラグビー日本代表選考規程に定める車いすラグビー日本代表チームプログラムに招集されている選手に対し、日本代表選手団の一員としてパラリンピック競技大会に参加するための条件として、パラリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された場合には、検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出するよう義務付けること。
- ⑫当法人に加入していない競技者で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている人に対し、当法人に加入すること、及び、国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヵ月前には検査を受けることを、要求すること。
- ⑬JADA以外のアンチ・ドーピング機関により、当法人の選手、サポートスタッフ等に対するアンチ・ドーピング規則違反の認定およびこれに対する制裁措置が行われた場合、JADAに速やかに通知すること。
- ⑭JADAと協力してアンチ・ドーピング教育を推進すること。

第5章 相互承認

第5条 当法人は、世界規程に整合しかつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定を承認する。

2 当法人は、世界規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則が世界規程に適合している場合には、これを承認する。

第6章 違反

(当規程違反)

第6条 アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、当規程に違反する。

2 選手、サポートスタッフ等、その他の人が当規程に基づく当法人に対する義務に違反することは、当規程に違反する。

第7章 対策

(当法人が科す制裁措置)

第7条 アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判定された人は、日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に従いなされる当法人理事会の決定により、世界規程及び日本規程違反の重さに従って、ガバナンス・コンプライアンス規程に定める制裁を科す。

2 制裁措置の期間は、世界規程及び日本規程の第10条及び第11条に従って決定される。

3 当法人は、違反が1回目か2回目か3回目かを判断するにあたり、いかなるアンチ・ドーピング機関によって科された以前の制裁措置をも承認する。

(規律手続き)

第8条 アンチ・ドーピング規則違反が問われる全ての事件は、世界規程及び日本規程に従って判断され、世界規程及び日本規程の条項に従って認定され、世界規程及び日本規程の条項に従って不服申立てがなされるものとする。

2 世界規程第8条及び日本規程第8条に従って規律手続は遂行されるものとする。

(通知)

第9条 当規程に基づいて制裁措置が科せられた場合には、当法人は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

1 IWRF。

2 世界規程第14.1項及び日本規程第14.1項に基づき、通知を受ける権利を有する者。

3 当法人が通知を必要と考えるその他の人または組織。

(不服申立て)

第10条 不服申立てについては、日本規程第13条の規定に従うものとする。

(アンチ・ドーピング規程違反の審査)

第11条 アンチ・ドーピング規則違反を行ったとして記録された人が後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがCAS、日本スポーツ仲裁機構又はアンチ・ドーピング機関により明らかになった場合、当法人はアンチ・ドーピング規則違反及びそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として科せられた制裁措置を取り消すものとし、当規程第9条により制裁措置が科された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

第8章 その他

(解釈)

第12条 当規程において使用された語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従い解釈されるものとする。世界規程及び日本規程並びに国際基準は、本規程の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が自動的に適用され、当規程に優先するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は 2017年7月1日から施行する。

2019年4月1日改訂
2020年2月29日改訂
2021年3月6日改訂